

高齢者等入居可能物件の  
情報をご提供ください!!

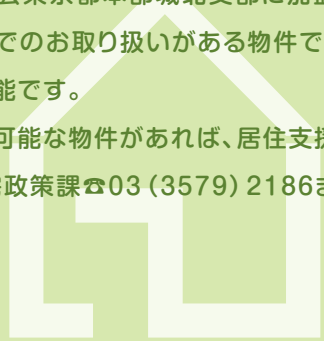


板橋区居住支援協議会では、高齢者・障がい者・ひとり親世帯など住宅の確保が困難な方が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、相談窓口を開設いたしました。

「空き物件はあるが、高齢者等に貸すのは不安だ」「困った人のために自分の物件を活用してほしい」等お考えの家主様、板橋区には様々な支援制度や見守りサービスがあります。板橋区居住支援協議会の相談員が、入居される方をこれらの支援に結び付け、家主様が少しでも安心できるようサポートいたします。

宅地建物取引業協会板橋区支部または全日本不動産協会東京都本部城北支部に加盟している不動産店でのお取り扱いがある物件であれば、ご紹介が可能です。

ご紹介可能な物件があれば、居住支援協議会事務局：住宅政策課 ☎03(3579)2186までご連絡ください。



### 板橋区居住支援協議会とは

団体名：板橋区居住支援協議会  
所在地：板橋区板橋2-66-1 板橋区住宅政策課内  
設立：平成25年7月

#### 会 員

- 和洋女子大学 中島明子(会長)
- 東京都健康長寿医療センター研究所
- 高橋龍太郎(副会長)
- 板橋区町会連合会
- 板橋区民生・児童委員協議会
- 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会板橋区支部
- 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部
- 特定非営利活動法人日本地主家主協会
- 東京都住宅供給公社
- 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
- 社会福祉法人板橋区社会福祉協議会
- 一般社団法人賃貸保証機構
- 板橋区福祉部
- 板橋区健康生きがい部
- 板橋区都市整備部(住宅政策課・協議会事務局)

#### 目 的

板橋区居住支援協議会は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯など住宅の確保が困難な方が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるための支援方法などを協議することにより、住みやすい地域づくりを目指します。

<お問い合わせ>

板橋区住宅政策課（協議会事務局）

☎ 03-3579-2186

# 板橋区 居住支援協議会 について



<お問い合わせ>

板橋区住宅政策課（協議会事務局）

☎ 03-3579-2186

住宅探しのお手伝い  
をします



### 板橋りんりん住まいるネット住宅相談窓口

<場所> 板橋区役所北館2階⑩窓口  
<日時> 毎週木曜 13:30~16:30  
<対象世帯>  
60歳以上の高齢者世帯  
障がい者世帯  
ひとり親世帯  
<相談時間> 1時間程度  
<予約> 板橋区住宅政策課(協議会事務局)  
☎03(3579)2186

### 板橋りんりん住まいるネットのサービスとは・・・

- ① **窓口での住宅相談**  
宅地建物取引士の資格を持った相談員が窓口で相談者様の希望等をお聞きしながら、物件探しを行います。
- ② **見守り等サポート制度の紹介**  
板橋区で行っている入居の際に役立つ制度や、家主様にとっても安心の入居後の見守り支援についてご案内をいたします。



### 安否確認と見守りサービスによる解決策

#### 緊急通報システム

自宅内で緊急時に専用通話機またはペンダントの緊急ボタンを押したとき、または生活リズムセンサーが異常を感知したときに、民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入ります。24時間体制で対応し、緊急の場合は119番へ通報し、現場派遣員が出動します。また、登録された緊急連絡先へ連絡します。

- 対象**  
65歳以上のみの世帯
- 費用**  
住民税非課税世帯月額400円、  
住民税課税世帯月額1,400円、生活保護世帯は無料
- 問合せ**  
板橋区おとしより保健福祉センター  
☎03(5970)1119

#### 高齢者電話訪問

週1~2回、定期的に電話相談センターから安否確認の電話訪問を行います。

- 対象**  
65歳以上のみの世帯
- 費用**  
無料
- 問合せ**  
板橋区おとしより保健福祉センター  
☎03(5970)1115

### 家賃や原状回復の補償

#### 少額短期保険

家賃補償や原状回復費用の補償を行い、家主のリスクを軽減します。

- 対象**  
家主
- 費用**  
各保険会社により異なる

### 保証人や緊急連絡先のない場合の解決策

#### 入居者支援サービス

団体会員企業である家賃債務保証会社を利用し、賃貸の契約をサポートします。緊急連絡先(法人)の紹介も受けられます。

- 問合せ**  
一般社団法人賃貸保証機構  
☎03(5909)7233

#### 家賃等債務保証制度

民間保証会社と協定して保証人が見つからない高齢者等を支援します。

- 協定会社**  
日本セーフティー(株)、フォーシーズ(株)、(株)Casa
- 対象**  
高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、多子世帯
- 費用**  
月額の家賃と共益費をあわせた金額の30%(保証料)
- 問合せ**  
板橋区住宅政策課住宅政策推進グループ  
☎03(3579)2186

### 様々な施策や支援策の紹介

#### 介護保険サービスの相談等

保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、総合的に高齢者を支援します。

- 対象**  
65歳以上(場合によっては40歳以上)
- 費用**  
相談無料
- 問合せ**  
おとしより相談センター(地域包括支援センター)

#### 生活保護制度の利用

入居者が生活困窮者となった場合、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度があります。この制度は、生活困窮者の資産や能力等のすべてを活用しても、なお生活に困窮する国民に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。